

浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにす装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていたくよう皆さまのご協力をお願いします。

【保守点検】

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4カ月に1回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

【清 掃】

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上（全ぱっ気方式は6カ月に1回以上）行う必要があります。
- 町の許可を受けた次の業者に委託してください。
(許可番号順)

業者名	電話番号
(株) 浄化槽センター	047-491-8311
竜ヶ崎清掃メンテナンス(株)	0297-62-0674
(有) 利根興産	0297-68-4488

問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211 (内線258)
茨城県生活環境部環境対策課 ☎029-301-2966

【法定検査】

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8カ月の間に1回行う必要があり、その後は毎年1回行う必要があります。
- 県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会(☎029-291-4004)にお申し込みください。
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「茨城県水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

【一括契約システム】

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。
- 契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

【単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換】

- 単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を1/8に減らすことができます。
- 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
- 浄化槽の設置には、補助金が交付されます(単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合には、新規設置の場合よりも増額になります)。

国民年金には、経済的に保険料を納めることが難しい場合、申請により保険料の全額または一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金や生活保護を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。

また、保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて将来受け取る年金額が低額となります。

しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができますので、ぜひ追納を行っていただくことをお勧めします。

なお、追納で納付した額は、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

国民年金保険料の「追納制度」について

- 追納を行う場合は、申し込みが必要です。
土浦年金事務所で申し込みを行っていただき、厚生労働大臣の承認を受けただうえで、発行された納付書でお支払いしていただけます。(口座振替ならびにクレジット納付はできません)
- 追納に関する注意事項
 - ① 追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。(例えば、平成29年4月分は平成39年4月末まで)。
 - ② 承認などをされた期間のうち、**原則古い期間から**納付していただけます。
 - ③ 保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、**お早めの追納をお勧めします。**

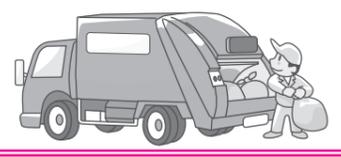
【平成29年度中に追納する場合の額】

年 度	全額免除納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成19年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成20年度の月分	15,160円	11,370円	7,570円	3,790円
平成21年度の月分	15,250円	11,430円	7,620円	3,810円
平成22年度の月分	15,510円	11,630円	7,750円	3,870円
平成23年度の月分	15,290円	11,460円	7,650円	3,820円
平成24年度の月分	15,140円	11,350円	7,570円	3,780円
平成25年度の月分	15,120円	11,340円	7,560円	3,780円
平成26年度の月分	15,270円	11,450円	7,630円	3,810円
平成27年度の月分	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円
平成28年度の月分	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円

※平成27・28年度は、追納加算額はありません。

問い合わせ先 土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170
自動音声になっていますので【2】を押した後に【2】を押してください。
役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211 (内線236)

年末年始のごみ収集・資源回収日程のお知らせ



月 日	ごみの収集・資源の回収
12月23日(土) 天皇誕生日	全地区「粗大ごみ」の収集を行います 収集・回収は行いません
12月24日(日)	通常通り収集・回収を行います
12月25日(月)	収集・回収は行いません
12月26日(火)	通常通り収集・回収を行います
12月27日(水)	収集・回収は行いません
12月28日(木)	通常通り収集・回収を行います
12月29日(金)	全地区「もえるごみ」の収集を行います (資源物の回収は行いません)
12月30日(土)	収集・回収は行いません
12月31日(日)	
平成30年1月1日(月) 元旦	
1月2日(火)	
1月3日(水)	全地区「もえるごみ」の収集を行います (資源物の回収は行いません)
1月4日(木)	通常通り収集・回収を行います
1月5日(金)	通常通り収集・回収を行います

ごみ・資源の出し方

- ごみ収集日・資源回収日当日の午前8時までにに出してください。
- 冬場は空気が乾燥し不審火などの恐れもありますので前日に出すのはやめましょう。

「クリーンプラザ・龍」への直接搬入

- 12月29日(金)は、「もえるごみ」のみになります。
- 12月30日(土)～1月3日(水)の間、直接搬入はできません。

※個人で直接搬入される方は、「クリーンプラザ・龍」☎0297-60-1777へお問い合わせください。

問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211 (内線252)

「明治150年」
関連施策ロゴマーク



http://www.kantei.go.jp/jp/singi/meiji150/portal/

平成30年(2018年)は、明治元年(1868年)から起算して満150年にあたります。政府では、内閣官房副長官を議長とする「明治150年」関連施策各府省連絡会議を設け、①「明治以降の歩みを次世代に遺す施策」、②「明治の精神に学び、さらに飛躍する国へ向けた施策」、③「明治150年に向けた機運を高めていく施策」の3つを柱として、政府一体となって「明治150年」関連施策を推進しているところです。

国だけでなく、地方公共団体や民間も含めて、日本各地で、「明治150年」に関連する多様な取組が推進されるよう、ロゴマークの使用促進や広報などを通じて、「明治150年」に向けた機運の醸成を図っています。

詳しくはホームページを御覧ください。

